

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県公安委員会委員長 横井久子

香川県公安委員会規則第12号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
略				略			
香川県三豊警察署	略			香川県三豊警察署	略		
	詫間交番	<u>三豊市詫間町 詫間680番地 4</u>	略		詫間交番	<u>三豊市詫間町 詫間1328番地 9</u>	略
	略				略		
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。